

献血にご協力を

北海道赤十字血液センターの移動献血車「ひまわり号」が、松前町で次の日程で献血を行いますので、ご協力をお願いします。

月 日	場 所	時 間
2月21日 (木)	パートナーシップランド前 (江良)	9:00~10:00
	松前さくら漁業協同組合前 (赤神)	10:30~11:30
	役場横 (福山)	13:00~16:30
2月22日 (金)	海上自衛隊前 (建石)	8:30~11:00
	町立松前病院横 (大磯)	12:30~13:30
	役場横 (福山)	14:00~15:30

■献血できる人

- ・年 齢 16歳~69歳
(65歳以上は60歳代に献血経験のある方)
- ・体 重 男性45kg、女性40kg以上
- ・最高血圧 90mmHg以上

■献血できない人

- ・輸血を受けたことのある方
- ・妊娠中または6ヶ月以内に妊娠したことのある方
- ・授乳中の方

※200mlと400ml献血がありますので、問診時に申し出てください。

問 役場健康推進課 ☎42-2275 ⑨240

松前公園「桜資料館」 管理ボランティアの募集

町では松前公園内「桜資料館」の管理ボランティアを募集します。

■主な内容

施設の開館・閉館及び清掃・管理、来客対応など

■実施期間

「松前さくらまつり」開催期間中（4月29日～5月19日予定）

■場所

松前公園「桜資料館」

希望される方は、2月28日（木）までに役場商工観光課にご連絡いただくか、直接ご来庁ください。

問 商工観光課

☎42-2275 ⑨287



高齢者雇用安定 法が施行されます

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

■改正のポイント

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（経過措置あり）
 - ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
 - ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
 - ④ 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定
- ※継続雇用制度：定年に達した方を引き続き雇用する制度

問 ハローワーク函館
☎0138-2610735

町の人事

（内は前職）

松前町人事

異動（1月1日付）

▽健康推進課主事⇨福島県伊達市派遣・横濱志弥

善意に感謝します

■松前町へ

◇清涼飲料水
○北海道コカ・コーラボトリング株式会社 様

■松前町社会福祉協議会へ

◇金一封
○大野 チエ 様（荒谷）
○カルチャーダンスサークル 様

■松前福祉会（特別養護老人ホーム松前南殿荘）へ

◇金一封
○佐々木紀夫 様（清部）
○福島 妙子 様（唐津）

※「文化財最前線」はお休みします。